

公 示 用

令和6年度

修 繕 内 容 書

修繕名 白石清掃事務所第1車庫照明器具修繕

環境事業部施設整備課

仕 様 書

1. 業 務 名 白石清掃事務所第1車庫照明器具修繕
2. 履行場所 札幌市白石区東米里 2170-1 (施設名：白石清掃事務所)
3. 履行期間 令和7年2月28日まで
4. 業務目的 本業務は、第1車庫の水銀灯照明器具をLED照明に交換するものである。
5. 業務内容 別紙図面及び内訳書による。
6. 用語の定義
本仕様書において用いる用語の定義は、次による。
 - (1)「業務担当職員」とは契約図面に定められた範囲において、受託者に対する指示、承諾、又は協議の職務を行う者で、当該修繕の監督を行うことを委託者が指名した者をいう。
 - (2)「施設管理者」とは建築物及び付帯施設の管理、または運営に携わる者をいう。
 - (3)「受託者等」とは当該修繕契約の受託者又は契約図書の規定により定めた受託者側の業務責任者をいう。
 - (4)「業務責任者」とは修繕を総合的に把握し、修繕を円滑に実施するために業務担当職員、施設管理者と連絡調整を図る者で、受託者側の責任者をいう。
7. 修繕等の履行条件
 - (1) 作業時間 (☐印のついたものを適用する。)
 - ・ a 開館時間～閉館時間 ・ b 午前__時～午後__時まで ・ c 午前のみ ・ d 午後のみ
 - ・ e 全日において作業は可とする(ただし、作業内は別途工程調整を行うこと)
 - ・ f その他(土曜日・日曜日・休日) ☐ g 平日 午前8:30～11:30 午後1:00～3:30
 - (2) 施設利用者の安全対策条件 (☐印の付いたものを適用する。)
 - ・ 通常業務休止のため、一般的な安全対策
 - ☐ 通常業務中での安全対策(安全計画書の作成又は協議)
 - (3) その他 (☐印の付いたものを適用する。)
 - ☐ 入退時は入退館記録簿に会社名・時間・人員数等必要事項を記載し、施設管理者の確認を受けること。
 - ☐ 作業入館者は会社名入りネームプレート又は腕章等を着用すること。
 - ☐ 作業日が確定した際は、業務担当職員および施設管理者に連絡し承諾を得ること。
 - ☐ 受託者等は、修繕の実施に当たり事前に対象箇所及び周囲機器等の点検を行い、劣化、破損、異常などが無いか確認する。異常等を発見した場合には、業務担当職員に報告すること。
 - ☐ この仕様書に定めが無い事項および疑義が生じたときは、業務担当職員と協議の上、定めるものとする。
 - ☐ その他(撤去した水銀灯のうち、使用できるものを清掃事務所に引き渡すこと。)
8. 業務等仕様
図面及び修繕仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(当該年に適用される版)」に適合するよう努めること。
9. 提出書類
契約後速やかに業務計画書、作業予定表(日程表)、連絡体制表及び業務責任者の氏名と雇用関係が確認できる書類、資格証の写しを提出し、業務担当職員の確認を得ること。
作業完了後速やかに作業日誌、作業工程写真、出荷証明書、品質証明書及び納品書等を完了届と同時に提出すること。
また、上記書類以外に業務担当職員から指示があった場合はこれに従うこと。
10. 一般的事項(☐印のついたものを適用する。)
 - ☐ 火災保険等
付保する保険 : 業務の内容により、火災保険、建設工事保険、組立保険等の1以上の保険を付す。
保険の期日 : 始期～保険の目的物が作業現場に搬入される日
終期～履行期限+14日以上
 - ☐ アスベスト等の事前調査および注意事項等
修繕に当たっては、「アスベスト調査票」並びに「当該施設のしゅん功図等」を貸与するので、図面及び現場の目視調査で履行場所におけるアスベスト及びその他有害物質の有無を確認すること。
アスベスト及びその他有害物質の使用が不明な見え隠れ部分の調査については保護具を装着して、必要に応じて建材を湿潤に保ちながら手ばらしで行い、新たにアスベスト及びその他有害物質を発見した場合には、速やかに作業を中止し、業務担当職員と作業方法等について協議すること。

- ・ 作業現場の安全衛生管理
労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 条）第 30 条第 2 項の規定に基づき、同法第 30 条第 1 項に規定する措置を講ずべき特定元方事業者として指定された時は、関係法令に従い必要な措置を講ずる。
- 公衆災害の防止及び安全管理
受託者等は履行に当たり、安全作業を図り公衆災害を防止するため、「建築工事安全施工技術指針」及び「建設工事公衆災害防止対策要綱」を遵守しなければならない。また有害ガス又は引火性ガスの発生のおそれがある場合は安全を確認し作業を行う。
- 交通安全及び公害対策
ダンプトラック等、大型貨物による土砂及び修繕用資材の輸送に当たっては、踏切、スクールゾーン等、車両が人命等に影響を及ぼす区間が輸送路になる場合、又は埃、振動、騒音等の害の恐れのある区間が輸送路になる場合は、必要に応じて地域住民及び関係機関等の連絡を密にし、交通安全の確保、公害等の対策に万全を期さねばならない。なお、作業用車両の業務現場内般出入に当たっては、実情に応じて交通整理員を適時配置する。
- ・ 揮発性有機化合物対策
揮発性有機化合物等の少ない材料、又は含有していない材料の使用に努めること。使用する材料は揮発性有機化合物 6 物質（ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・エチルベンゼン・スチレン）の含有や使用の有無を安全データシート（SDS）等で含有していないことや使用されていないことを確認する。
6 物質の内、いずれかの 1 物質でも含まれる材料を使用した場合は室内濃度測定を行い、厚生労働省の指針値以下であることを確認するものとする。
また、業務時・完成後引渡し前においては、揮発性有機化合物等の発散を促進するために、繰り返し換気を行わなければならない。
- 再委託の管理
受注者等は本修繕の一部について再委託を行う場合は、あらかじめ業務担当職員の承諾を得なければならない。
- ・ 揮発性有機化合物の室内濃度測定
受託者等は検査機関（計量法第 122 条に定める計量士を配置し、計量法第 107 条に定める計量証明事業登録を行っている機関等）に依頼し揮発性有機化合物等の室内濃度測定を行い、厚生労働省の指針値以下であることを確認の上、測定結果を業務担当職員に提出しなければならない。
- （a）測定物質
ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン
- （b）測定方法
 - ① 居室の窓及び扉（造付け家具、押入れその他これらに類するものの扉を含む）を 30 分間開放し、窓及び扉を 5 時間以上閉鎖した後、その状態で採取を行うこと。また、連続的な運転が確保できる換気設備がある場合は稼働させ、当該換気設備に係る給排気口を開放することができる。
 - ② 居室の中央付近の床から概ね 1.2m から 1.5m までの高さにおいて採取を行うこと。
 - ③ 採取時間は、吸引方式では 30 分以上継続して、同時に又は連続して 2 回以上行うこと。拡散方式では 8 時間以上とする。（拡散方式とは、測定バッチ・パッシブサンプラー）
 - ④ ホルムアルデヒドは、DNPH 誘導体化固相吸着／溶媒抽出－高速液体クロマトグラフ法によるものとする。
 - ⑤ その他の揮発性化合物は、固相吸着／溶媒抽出法、固相吸着／加熱脱着法又は容器採取法とガスクロマトグラフ／質量分析法の組合せによる。
- ・ グリーン購入
札幌市グリーン購入ガイドラインにより環境負荷低減を考慮した材料等を選定し、グリーン購入の促進に努めること。
- 建設副産物対策
 - （a）「建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律」を厳守し、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、生活環境の保全に努めること。
 - （b）修繕に着手する前に別途指示する「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、業務担当職員に説明の上、提出するとともに特定建設資材廃棄物の再生資源化等が完了したときは、その実施状況に関する記録を作成し書面により報告すること。
 - （c）本法律の対象になった場合は、契約等の新たな手続きが必要となるので留意すること。
- 不法無線局および違法無線局対策法令等の遵守
受注者は、電波法令を遵守し、不法無線局（電波法に規定する免許または登録をせずに開設する無線局 例：不法アマチュア局、外国製無線機（FRS/GMRS）など）及び無線局の違法な運用（免許または登録を受けていながら、電波法の範囲を逸脱して使用することなど 例：アマチュア局を使用した業務連絡など）を行ってはならない。

11. その他（□印のついたものを適用する。）

- 修繕の内容や修繕部分、および修繕仕様等に疑義がある場合は、速やかに業務担当職員と協議を行わなければならない。協議を行った場合は協議記録を作成し、提出するものとする。
- 作業中における事故の発生や異変があった場合は、速やかに業務担当職員に連絡をすること。なお、業務担当職員と連絡が取れない場合は、業務担当職員又は施設管理者のいずれかに連絡を行うこと。
- 発生材の処理は適法に処理を行うこと。

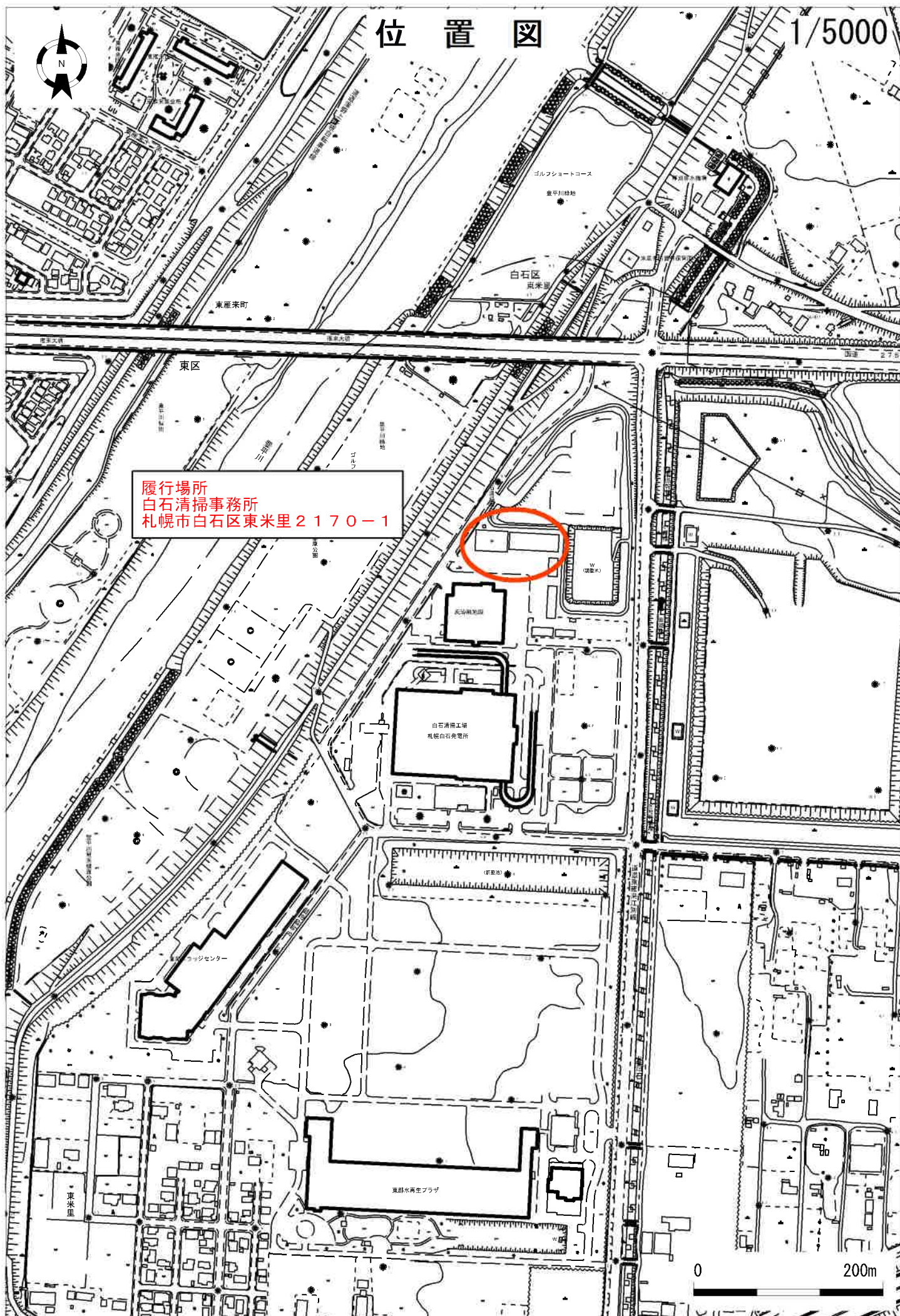
12. 使用する材料の材料名・仕様・規格・寸法等（☐印のついたものを適用する。）

☐ 図面参照のこと。

- ・ 材料・接着剤F☆☆☆☆等の規制対象外材料で、水性型（一般床用のみ）のものとし、揮発性有機化合物6物質（ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・エチルベンゼン・スチレン）の少ない材料、または含有していない材料で可塑剤は難揮発性のものとする。
- ・ 修繕中に受け入れる建材等（接着剤を含む）等が安全な材料であることを確認するため、作業等に先立ち建材メーカーから「安全データシート(SDS)」や「揮発性有機化合物(VOC)測定試験報告書」等の提出を受けて揮発性有機化合物6物質（ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・エチルベンゼン・スチレン）の含有や使用されていないことを確認し、業務担当職員に関係書類を提出して承諾を受けること。
また、材料等の現場受け入れ時には、事前に書類で確認した製品と現物が同一のものか納品書と共に再確認を行い搬入記録写真と共に業務の着手に先立ち業務担当職員に提出し確認を受けること。
なお、修繕等の作業中は、発散する化学物質を速やかに排除して室内残留濃度を下げるために、できるだけ長時間窓を開けるなどの換気を行うこと。

13. 担当者

環境局環境事業部業務課 業務係 佐藤 寿昭
電話 (011) 211-2916 FAX (011) 218-5105



内 訳 書

修 繕 名 白石清掃事務所第 1 車庫照明器具修繕

内 訳 書

修 繕 名 白石清掃事務所第 1 車庫照明器具修繕

No.	名 称	規 格 ・ 仕 様	数 量	単位 単 価	金 額
1	直接修繕費		1	式	
2	諸経費		1	式	
	小 計				
	消費税相当額	消費税率 10%	1	式	
			合計金額		

内 訳 書

修 繕 名 白石清掃事務所第1車庫照明器具修繕

No.	名 称	規 格 ・ 仕 様	数 量	単位	単 価	金 額
直接修繕費						
1	LED照明器具	LSR2W-200 LJ 21,300lm 昼白色 広配光タイプ	16	個		
2	600Vポリエチレン絶縁 耐燃性ポリエチレンシース ケーブル平形 EM-EEF	2.0mm- 3C 管内	24	m		
3	600Vポリエチレン絶縁 耐燃性ポリエチレンシース ケーブル平形 EM-EEF	2.0mm- 3C ラック	8	m		
4	材料費	支持金具等	1	式		
5	交換費	撤去・取付	1	式		
6	高所作業車	トラック架装リフト ブーム型 作業床高さ8～10m	3	日		
7	撤去発生材運搬処分費		1	式		
			小計			